

別表（第2条第3号関係）

	NO	リフォームの内容	備 考
対 象	1	浴室、キッチン、洗面室及びトイレのリフォーム	
	2	給排水衛生設備工事	リフォーム対象工事による撤去、移設、取替、新設に関するもの
	3	換気設備工事	
	4	電気設備工事	
	5	ガス設備工事	
	6	オール電化住宅工事	
	7	屋根の葺き替え、塗装及び防水工事	
	8	外壁の張替や塗装工事	軒天井、破風板及び鼻隠しについては対象とする。
	9	部屋の間仕切りの変更工事	
	10	床、壁、窓、天井及び屋根の断熱改修工事	
	11	床材、内壁材及び天井材の張替や塗装等の内装工	床はフローリング、カーペット等、床暖房工事や内装工事と併せて行うカーテン・ブラインドの設置は対象とする。
	12	ふすま紙、障子紙の張替や畳の取替（表替え及び裏返しも含む）	
	13	雨どい等取替や修理	
	14	建具、開口部の取替や新設工事	手動及び電動シャッターは対象とする。
	15	造り付け収納家具（造作大工工事が伴うもの）	
	16	他の対象工事と併せて行う LED 照明に関する節電工事	
	17	バリアフリー改修工事（手すりの設置、段差解消等）	市が行っている他の助成制度を利用していない部分を対象とする。
	18	耐震改修工事（屋根の軽量化、壁補強、基礎補強等）	市が行っている他の助成制度を利用していない部分を対象とする。
	19	スマートハウス関連設備工事	市が行っている他の助成制度を利用していない部分を対象とする。
	20	防音工事（天井、壁、サッシの改修等）	国の防音工事の助成制度を利用していない部分を対象とする。
	21	門扉、塀（フェンス等）、ブロック塀改修	市が行っている他の助成制度を利用していない部分を対象とする。

対 象 外	1	床面積が変更となる工事（増築、改築、減築）	
	2	外周関係（外構等）の工事	車庫、物置、倉庫、エントランス周り舗装、花壇、植栽、剪定、雨水、汚水、浄化槽関係、擁壁、縁石、庭園灯、雨水タンク設置等
	3	電化製品（エアコン、照明器具、暖房器具等）、給湯器等を申請者自身が購入した費用	
	4	消火器	
	5	ハウスクリーニング	
	6	公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事	
	7	害虫駆除	